

町政 ほうじょう



8 月末現在住民登録人口
男 7,875人 女 9,009人
計 16,884人
世帯数 3,491世帯
9 月中の出生死亡届出件数
出生 22件
死亡 7件

畜 産 品 評 会

もの言わぬ農家の黒柱を愛育しよう

九月十八日午前九時の挨拶があり、賞品が渡された。青年研究所広場で行われた、農家の原動力生君出るわ出るわ!! 列年の倍の頭数となる。午後は入賞する。

の挨拶があり、賞品が渡された。
成績は次の通りです。
①出品頭数 三十九頭
②入賞者

牝牛の部

の表章式、農林事務	一等賞	川島 一夫(野添)
所長始、町内來賓を	一等賞	善吉(上井城)
多歡迎、倉呂町長	二等賞	石谷 猛(野添)
さんり、もの言わ	二等賞	武末 千里(宝珠)
ぬ農家の大黒柱です	二等賞	香月 完治(宝珠)
愛育して下さると	三等賞	香月 伴七(宝珠)
共に、入賞された牛	三等賞	鋤先次郎(新門)
の飼育者は名声あ	三等賞	久富 清(久六)
る万城任の生涯を	三等賞	原田男太郎(春日)
時に要望したい」旨	三等賞	貞治(上井城)
		楠

二 等 賞	二 等 賞	一 等 賞	一 等 賞
高崎	石田	川島	池本
正行	利三	恵祐	芳松
(野添	(古門	(野添	(新門

畜產品聯合廠本風景

三等賞	浦田	重敏(春田)
三等賞	田丸	六助(古門)
三等賞	榎木	繁藏(新門)

乳牛の部

二等賞	長尾	凡夫(長浦)
-----	----	--------

尚十月十五日に行われます郡
総合畜産品評会には本町代表
牛として左記五氏が出展
致します。

川島	一夫
永末	善吉
石谷	猛
武末	千里
長尾	凡夫(乳牛)

方城町農協青年部結成

方城農協組合長
仲村治一郎

委員	仲村 利積	古閑
同	鈴木 正義	新門
同	茅野寿英雄	新町
同	榊 皐	古閑
同	田島 保仁	野地
同	石橋 勝巳	畑
同	水末 豊	野地
同	末松 新	中原
同	本藤 正治	宝珠
同	原田 一司	原田
同	木戸 末雄	古閑

記
部長 高津 順
副部長 稲富 明
委員 木村 茂
野添
淨土寺、丸山、伊方地区欠員
會計監査
持丸 清
竹下 末広
古間

金 募 同 共

一日の共同募
が始まりました。
今年は倍加運動
施、相当増加を
りまして、一世帯
当の目標額が
百円あります。
昨年より増加さ
た分は、町町の
会福祉協議会に
分されることで
ります。町町々
貧困家庭が多
いので、是非
百%の応募を
願ひ、この方
面の救済に努
めたいと思っ

「方城町農村青年建設班」に寄せて

補導員 芦馬虎雄

如て自己の生活が絶たれるか判ら
 ない不安な状態を続けており、過
 去は全くよくもこうして来られた
 ものだと思ふ許りである。何ん
 かならないものだろうか！こうし
 た支持は吾々の心の中には絶えず
 偉い希いとして渦巻いている。そ
 常に一世紀おくれていると云われ
 る農村には、嫁にも来る人が無い
 と云われている現況を見ると、
 思い半ばに過ぎるものがある。
 今回、農林省に於いては、石原
 先生等の提唱によつて、こうした
 農村を何等かの方法に依つて救つ
 と作業と学習とに依つて、その土
 地の特性を生かし、各方面より優
 秀な講師等を招いて、身心両面か
 らの研究をしようとするのがその
 要点である。
 今回、県より五名、神奈川県、
 長野県、東京に於いて十七日間の
 希望の方は役場係迄御申込み
 下さい。
 何卒、その真意を御理解の上
 絶大な御援助、御指導之御協
 程、御願ひ申し上げます。

貴方の名前は名簿に載っていますか

員会が職権により住所を有している者であること。選挙資格を有する者（註、長期入院患者の住所について）を正確に調査し、生活の本拠が当町にある場合に登録しなければならないのは、本町に住所を有するものと認定されないことにならざるので注意のこと。

2 年令要件
おてりますが、便
宜上（名簿登載申
請書）用紙を各地
の駐在員を通じ、
本年十二月二十
日において満十
七歳に達する者、
昭和十四年十
月十日までに所
属の駐在員に提
出しして下さい。
駐在員は本申請書を一括取りま
とめ、脱漏の有無を点検の上十月
十五日までに役場選挙管理委
員会に提出して下さい。
4 前年度の名簿登載時と住所の
変更している方は前住所を備考欄に
記入して下さい。
5 選挙人名簿の縦覧
十一月五日から十九日までの十五
日間役場に於て一般に縦覧します
ので、名簿に載っていない
方は急送御出でになれば補充
の手続が出来ます。
6 名簿の確定 土月二十日

基本選挙人名簿登載申請について

問 他種種の被扶養者のための年金に加入しているから、このような公的年金制度適用者の配偶者は強制適用からは除かれている。しかしこのような仕組みでサラリーマンの配偶者が年金によって守られる程度は不十分、且つ、不安定だから申し出による任意適用の道が開かれている。

問 では農家の妻などどうか。

答 これは強制適用となっているから夫がどう考えようとも必ず加入しなければならぬ。また漁民も自営業者でないらかの年金制度に加入しているもの妻はすべて強制加入となる。

問 外国人の妻はどうなるか。

答 妻が日本人である以上、当然強制適用の対象となる。また外国の妻は主人が帰国したり、死亡し

任意適用としたが、夜間の学生は昼間働いてなんらかの収入を得ているものが多いので強制適用と問 いったん被保険者となりながら、その後外国に留学したものはどうなるのか。

答 外国へ留学して正式に住所を向つて移した場合は被保険者の資格がなくなつて保険料は払わなくてよい。また留学が短期間で帰つてくるという場合であれば、その不在期間中家族のだけに払つてもらうことになる。しかし、在学中に留学するのであれば昼間の学生は任意適用であり、また卒業後に入学であれば会社か大学の研究室などに勤務する場合が多いので、その場合は他の年金制度に加入していることになり、ごく例は少いと見られる。

答 拠出制の老若年金だけは対象となる。しかしこれも他の収入と合した額が所得税の最低基準をこえたときだけである。その他の年金はもろもろ税金の対象とならない。

問 障害年金の支給要件は、最近の三年間保険料を完納していることが必要であるが、もし三年たないうちに自動車事故にでもあつて障害者となつた場合はどうなるか。

答 この場合は規定からいへばもらえない事になるので保険料の前納制度をつくつて、もしもそんなことがあつても年金を貰えるようにしたかと考えている。しかし今の故が一級程度の障害であつて本人に規定以上の収入がなければ無拠出制年金（千五百円）が支給される。（次頁に続く）

診療所だより

診療所だより

り、一年のうちで一番健康な時季になりました。それでも、子供の健康上では、感冒、インフルエンザ、ジテフリ、肺炎などに注意する必要があります。

そういつた時、今回、青木正行先生をお迎えし、さらに一層の充

先生は、久留米医大小児科の御出身で、卒業後医局で御研究の後、三井田川病院に勤務、今回診療所に赴任。目下博士論文もまとまり、近く授与される予定です。そうすると、当診療所も三博士を並べ堂々たる陣容になることでしょう。

町民の皆さんの一助の御援助を

青木先生が

赴任されました。

赴任された青木先生



国民年金について（一問一答）

めには中人なりなんの証明が必要である。結婚という意欲があやふやな、単なる同棲だけではもちろん認められない。しかしその問題は非常にむずかしい問題でいろいろなケースがあるのであることも予想される。

問 夜間の学部の学生は強制適用か。

答 昼間の学生は親元から金を送って貰つて生活するものがほとんどである。

問 三月月の二分金が支払われる間、老年金の支給関係は六十五才になったりして、その時に収入がなくなったとしてもう必要がない場合は、あとでまとめてもらうことができるか。

答 これは繰下け増額年金として認められている。その額はまだきまつていないが、利子がつくから普通の額のより大分多くなる。しかし延長の申出では七十才までで、また七十才にならない前でもいつでも申出を撤回することができるといふことだ。

問 では六十五才より前に年金をもらつた方法はないのか。

答 残念ながらそれはできない。これは繰下け増額年金に対する繰上げ減額年金といわれるもので、その要望も多いが、もし実施するとそれは病弱者などほすべて希望することになって、保険財政の見通しが大巾に悪化せざるを得なくな

請求は今年一つぱいで
打切られます!!

海外引揚者給付金の請求を まだ出してない方は急いで御請求下さい。

今年一パイで打ち切られるおそれがあります。

引揚者給付金の請求について

請求の出来ない理由がある方は、一応役場の厚生課と、相談に御出で下さい。第三者証明は出る方法があるようです。

すので、その節はよろしく御協力の程をお願い申し上げます。

お願い申し上げる次第です

お願い申し上げる次第です。

目下年金の振替については皆々金庫にお預けの事と思ひます。又、細部に亘り次ぎ次ぎに起る疑問に関して二問一答を試みてみました。今月号より連載致しますので引続き御精進願ひます。又、国民年金裁定請求書をまだ出してない方は至急提出して下さい。尚、生計関係申立書の出てない方は裁定請求書は県への送致が出来ませんので、役場に書類が残っていますから、大至急に御提出願ひます。

こんな場合はどうなるか、としたし場合は無提出年金の対

問 国民年金手帳とはどんなものか。

答 国民年金の保険料を納める場合は税金のように告知方式をとらずにスタンブ方式がとられる。被保険者は交付された国民年金手帳に保険料相当額の印紙をはって、三月月毎に市町村長の検印を受けることになる。

問 国民年金実施のプログラムは、
どうなっているか。

答 福祉年金は三十四年十一月か
ら開始されるが、実際支給は三十
五年三月になって四力月分が支給
される。裁定請求は九月から市町
が受理し知事がそれを基として
と認めるかどうかにかへ帰着す
る。

問 内縁の妻はどうか。

答 寡婦年金の場合以外はすべて
法律婚と同様に扱われる。どうい
う場合が事実婚と認められるかに
ついては、町村長が事実上結婚し
ていてと認めるかどうかにかへ帰着す
る。

問 年金は毎月もらえるか。

答 毎月ではない。拠出制年金は
二月、五月、八月、十一月の四期
にそれぞれの前月までの分を三力
月分まとめて支払うことになる。
また無拠出制年金たる福祉年金は
一月、五月及び九月の三期に前月
までの四力月分をまとめて支払

裁定する。また翌ปี年金は三十六年四月一日から保険料の徴収の開始されるが、その準備として三十五年十月一日から被保険者の届出が開始され、三十六年三月三十一日までには国民年金手帳が交付されるが、市町村長が事実上結婚していることを認め、三十四年度の福祉年金は三十五年三月に四月月分、五月に三月の二月月分が支払われ、五月に老若年金の支給関係は六十五才となつて金の、その時に収入があつたなどしてもうらふ必要がない場合は、あとでまとめてもらふことができる。

問 拠出制の年金給付はいつからはじまるのか。

答 三十九年四月になれば障害、遺児の各年金支給が発生し、四十六年四月になれば老令、寡婦年金が発生する。

問 インフレの場合はどうなるのか。

答 これは繰下し増額年金として認められている。その額はまだまだまっていけないが、利子がつくからしかしこの問題は非常にむずかしい問題で、また七十才にならない前でもいつでも申出を撤回することができな

か。折角保険料を付けても、年金はタダのよな値打ちのないものになってしまったないか。

問 将来インフレの起るという心配はまずないが、万一の場合は国が当然責任を持つことになる。

答 サラリーマンの妻は被保険者

年金に

てゐることも予想される。

問 夜間の学部の学生は強制適用か。

答 昼間の学生と見なすか。

問 では六十五才より前に年金をもらう方法はないのか。

答 残念ながらそれはできない。これは繰下り増額年金に対する繰上げ減額年金といわれるもので、その要量も多いが、むしろ実施の上では弱者がますます希望を失つてゐる。

となるのか。

答 サラリーマンの妻は被保険者となるのか。

答 サラリーマンなら厚生年金その他各種の被扶養者のための年金に加入しているから、このような公的年金制度適用者の配偶者は強制的なものが多いので強制適用と

ら任意適用としたが、夜間の学生は昼間働いてなんらかの収入を得ているものが多いので強制適用と

とんであるか

問 年金に税金はかからないか。

答 拠出制の老若年金だけは対象となる。しかしこれも他の収入と合した額が所得税の最低基準をこ

るで賄って生
活するものがほ
とんどであるか

送って貰って生
活するものがほ
とんどであるか

するところになつて保険財政の見通
しを大巾に変更せざるを得なくな
る

問 用では農家の妻などほかどうか

答 開墾用かたは除かれています。しかしこのような仕組でサラリーマンの配偶者が年金によって守られる程度は不十分、且つ、不安定だから申し出による任意適用の道が開かれている。

問 いったん被保険者となりながら、その後外国に留学したものはどうなるのか

答 外国へ留学して正式に住所をうつへ移した場合は被保険者の資格がなくなつて保険料は払わなくてよい。また留学が短期間であつて簡易者にならずに、また場合によつて年金はもちろぬ税金の対象とならな

問 障害年金の支給要件は、最近の三年間保険料を完納していることが必要であるが、もし三年たないうちに自動車事故などであつて障害者になつた場合どうなるか

答 障害年金の支給要件は、最近の三年間保険料を完納していることが必要であるが、もし三年たないうちに自動車事故などであつて障害者になつた場合どうなるか

答 これは強制制度となつてゐるから夫がどう考えようとも必ず加へなければならぬ。また漁民も自営業者もなんらかの年金制度に加入してゐないものはすべて強制加入となる。

問 外国人の妻はどうなるか。

答 不在期間中家族のたれかに払つてもらうことになる。しかし、在学中に留学するのであれば一間の学生は任意適用であり、また卒業後は任意適用である。納付制度をつくつても、もしもそんなことがあつても年金を貰へるようになったと考えてゐる。しかし事業などに勤務する場合は多いの故が一級程度の障害であつて、本

答 妻が日本人である以上、当然で、その場合は他の年金制度に強制適用の対象となる。また外国に入していることになり、ご例は人の妻は主人が帰国したり、死に少いと思はれる。

（次頁に続く）

